

「竹島に上陸した国会議員に対する公開質問状」に対し、
予想される韓国側の回答の例、歴史的事実・国際法に基づく回答の例

平成 29 年 2 月 22 日

日本の領土を守るため行動する議員連盟

昨年 11 月 9 日に開催された「竹島問題の早期解決を求める東京集会」において、「竹島に上陸した国会議員に対する公開質問状」が了承されました。これを受け、日本の領土を守るために行動する議員連盟は、竹島に上陸した国会議員に送付するとともに、議員連盟の twitter、facebook に日本語、英語、韓国語で上程しました。

しかし、残念ながら、これまで韓国国会議員の方々からは何らご回答をいただいていません。

そこで、「竹島問題を語る国民交流会」に際し、「予想される韓国側の回答の例」と「歴史的事実、国際法に即した回答の例」を作成いたしました。一般国民向けに分かりやすく作成したものであるとともに、国民交流会の時間も限られていることから簡素なものとしており、決して網羅的かつ学術的な厳密さを追求したものではありません。

更に、もとより、公開質問状は全ての論点をカバーしたものではありません。また、今回提示する韓国側回答は、あくまで当方の予想に基づく例です。韓国国会議員におかれでは、これと異なる回答、他の論点とそれへの考え方などがあるならば、その提示をお願いしたいと思います。

なお、「歴史的事実、国際法に即した回答の例」はあくまで我々独自の予想に基づくものであり、ご回答いただけた場合には、追加的な見解を提示することなどもありうることを予めご了解いただきたく存じます。

今回の資料が、竹島領土問題解決に向けた両国の議員同士による歴史事情と国際法に基づく議論のきっかけとなることを強く望みます。

記

質問 1

韓国側は「竹島は地理的に鬱陵島の一部として認識されてきました」としていますが、それを示す歴史的根拠・史料は何か、説明を求めます。

(予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島－独島』より)

独島は歴史的に鬱陵島の一部として認識されてきました。こうした事実は、韓国の古文献でも確認できます。例えば、朝鮮王朝初期に官撰された『世宗実録』「地理志」(1454 年)には、「于山(独島)・武陵(鬱陵島)…二つの島は互いにそれほど離れておらず、天気の良い日には眺めることができます」と記されています。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

自国の領土から、距離が近いか否か、島が見えるか否か、などは、領土の確定において、国際法上、考慮されません。したがって、領有の根拠とはなりません。

質問2

韓国側は「韓国が竹島を韓国領土として認識・統治してきた歴史的事実は、韓国の官撰文献にも記録されています」としていますが、それを証明する文献は何か、説明を求めます。

(予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島－独島』より)

独島に関する記録は、『新增東國輿地勝覽』(1531年)、『東國文献備考』(1770年)、『萬機要覽』(1808年)、『増補文献備考』(1908年)などの官撰文献でも一貫して書き継がれています。

特に、『東國文献備考』「輿地考」(1770年)などには、「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)は全て于山国の領土であり、于山(独島)は日本でいう松島」と記述されており、于山島が独島で、韓国の領土であったことをより明確にしています。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

例えば、「新增東國輿地勝覽」(1531年)には、「于山島
鬱陵島：武陵とも云い羽陵とも云う、二島は県の真東の
海中にある・・・風の日よく晴れていれば山頂の樹木及
び山のふもとの渚がはっきり見える、・・・于山と鬱陵
は本来一つの島であるとも説かれる」旨の記述があり、
韓国側はこの于山島が現在の竹島であると考えているよ
うです。しかし、竹島には樹木はなく、当時の地誌編纂
のルールからしても、県本土（朝鮮半島）から鬱陵島が
見えるということであり、鬱陵島から竹島が見えるとい
うことではないと考えられます。したがって、竹島に関
する記述ではありません。

質問 3

韓国側は「17世紀、日韓の政府間交渉（「鬱陵島争界」）を通じ、鬱陵島とそれに属する竹島が韓国の領土であることが確認されました」としていますが、それを示す歴史的根拠となる史料は何か、説明を求めます。

（予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島－独島』より）

江戸幕府は1695年12月25日、鳥取藩への照会を通じて「鬱陵島（竹島）と独島（松島）はいずれも鳥取藩に属さない」ことを確認し（「鳥取藩答弁書」）、1696年1月28日、日本人の鬱陵島方面への渡航を禁じるよう指示しました。

これで、韓日間の紛争は決着し、鬱陵島争界により鬱陵島と独島が韓国の領土であることが確認されました。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

対馬藩の宗家を窓口とした朝鮮国との外交交渉では、竹島が議論になった記録はありません。竹島に関する紛争は生じておらず、質問2への回答例のように朝鮮の側には竹島に関する認識がなかったので当然です。

幕府が渡航を禁じたのは、両国漁民が入り交じったことが問題だからであり、竹島にはそのような問題がないため、渡航禁止の対象は鬱陵島であって、竹島を含ませることはできません。

質問 4

韓国側は「1905 年、島根県告示による竹島編入の試みがあるまで、日本政府は竹島が自國の領土でないと認識していました。これは 1877 年の

「太政官指令」など日本政府の公式文書でも確認できます」としていますが、その「太政官指令」で「竹島外一島」とされた島々が、その後、日本ではどのように認識されていったのか、その歴史的経緯と事実についてどのように理解されているのか、説明を求めます。

(予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島—独島』より)

太政官は 1877 年 3 月、江戸幕府と朝鮮政府との交渉（鬱陵島争界）の結果、鬱陵島と獨島が日本に属するものではないことが確認されたと判断し、「竹島（鬱陵島）外一嶋（獨島）の件は本邦と関係無しと心得るべし」という内容の指示を内務省に出しましたが、これが「太政官指令」です。

日本内務省が提出した質疑書に添付された「磯竹島略図」（磯竹島は日本における鬱陵島の旧名称）にも、竹島（鬱陵島）と松島（獨島）が描かれていることから、「太政官指令」で言及した「竹島（鬱陵島）外一嶋」の「一嶋」が獨島であることは明白です。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

日本では、江戸時代には鬱陵島を竹島、現在の竹島を松島と呼んでいましたが、明治時代には「松島」は鬱陵島を指していました。したがって、1877 年の太政官指令は、鬱陵島を対象としたもので、現在の竹島に関するものではないと考えられます。

6 年後の太政官指令には、「日本称す松島一名竹島 朝鮮称す鬱陵島」とあります。

質問 5

韓国側は「大韓帝国は、1900 年の『勅令第 41 号』において竹島を鬱島郡（鬱陵島）の管轄区域として明示し、鬱島郡守が竹島を管轄しました」としていますが、実際に実効支配をしていた歴史的根拠・資料は何か、その説明を求めます。

(予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島—独島』より)

1900 年 10 月 27 日、大韓帝国は皇帝の裁可を得て鬱陵島を鬱島に改称し、島監を郡守（郡の長）に格上げするという内容の「勅令第 41 号」を発しました。勅令第 2 条では、鬱島郡の管轄区域を「鬱陵全島及び竹島、石島（獨島）」と明記しています。

1906 年 3 月 28 日、鬱島（鬱陵島）郡守の沈興澤は、鬱陵島を訪れた島根の官民で構成された調査団から、日本が獨島を日本の領土に編入したということを聞き、翌日これを江原道觀察使に報告しました。この報告書には「本郡所属獨島」という文言があり、1900 年の「勅令第 41 号」に記された通り、獨島が鬱島郡の所属であることが明確に分かります。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

「勅令第41号」にあるのは、「石島」であり、これが「獨島」であるという証明がなされていません。読み方が同じというだけでは、2つが同じ島であることの説明にはなりません。

石島が仮に竹島のことであったとしても朝鮮は実効的占有を欠き領有権は生じていないのに対し、日本は1905年1月の領土編入閣議決定、同年2月の島根県告示に続き、竹島に対し実際に行政権を行使しました。例えば、知事の許可を受けるべき漁業への竹島でのアシカ漁の追加と4名への許可、許可を受けた者からの官有地の賃貸借に伴う使用料徴収など、多数あります。

質問 6

韓国側は「1905 年の島根県告示による日本の竹島に対する領土編入の試みは、韓国の主権を侵害する過程の一環であり、韓国の竹島領有権を侵害した不法行為であるため、国際法的に無効です」としていますが、1905 年当時、竹島が韓国領であったとする歴史的事実・資料を示した上で、日本政府による竹島の日本領編入が韓国の主権を侵害した不法行為であるとする根拠について、説明を求めます。

(予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島—独島』より)

日本は1905年「島根県告示第40号」を通じて、韓国の領土である独島を自国の領土に編入しようと試みました。

当時、日本は満州や韓半島の利権をめぐりロシアと戦争中でした。1904年2月、日本は大韓帝国に「韓日議定書」を締結するよう強要し、露日戦争を行うため日本が必要とする韓国領土を自由に使用しようとした。日本が独島を自国の領土に編入しようとしたのも、東海におけるロシアとの海戦を前にした状況で、独島が軍事的に価値があると判断したためです。（途中略）

独島は、こうした日本による韓国の主権侵奪過程の最初の犠牲でありました。1905年日本による独島編入の試みは長きに亘って固く確立された韓国の領土主権を侵害した不法行為であるため、国際法的にも全く効力がありません。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

韓国側の一連の主張は、竹島が韓国領であったことを前提とした議論です。これまでみたように、竹島が歴史的に朝鮮に属したことではなく、1900年の大韓帝国勅令で韓国領になったわけでもありません。したがって、韓国側の議論は、前提を欠き、成り立ちません。

質問 7

韓国側は「第二次世界大戦の終戦後、竹島は韓国の領土に戻り、大韓民国政府は確固たる領土主権を行使しています」としていますが、その国際法上の根拠・文書は何か、説明を求めます。

(予想される韓国側の回答の例
韓国外交部『韓国の美しい島一独島』より)

1943 年のカイロ宣言や 1946 年の連合国最高司令官覚書 (SCAPIN) 第 677 号などに示された連合国的意思を勘案すると、1951 年のサンフランシスコ平和条約に基づいて日本から分離される韓国の領土には当然獨島が含まれると見るべきです。

(歴史的事実、国際法に即した回答の例)

カイロ宣言には、「日本国は、また、暴力及び強欲により、日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される」、「前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隸状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する」とあります。

しかし、竹島は元来朝鮮の領土ではありません。

竹島は朝鮮の独立に伴って日本から分離されるべきものでもありません。

竹島は「暴力及び強欲により略取した地域」として日本から分離されるべき地域でもありません。

次に、連合国最高司令官覚書第 677 号には、「第 3 項日本の範囲に含まれる地域として

・・・日本の範囲から除かれる地域として

(a) 龐陵島、竹島、濟州島。・・・とあります。

しかし、この指令は、行政権の停止であって領土の処分でないことは総司令部の権限に照らして明らかです。

また、同指令の第 6 項において、「この指令中の条項はいずれも、ポツダム宣言の第 8 項にある諸小島の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」とあります。

最後に、サンフランシスコ平和条約には、「第二章 領域
第二条(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、
巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原
及び請求権を放棄する。」とあります。

しかし、1951年7月19日、韓国の駐米大使は、対日平和条約草案に対する韓国政府の修正要求を国務長官あて文書にして提出。草案第2条aを「…朝鮮並びに濟州島、
巨文島、鬱陵島、ドク島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を1945年8月9日に放棄したことを確認する」と置き換えるよう要望しました。

しかしながら、米国はラスク国務次官補が国務長官に代わり同年8月10日付け文書で回答し「…合衆国政府は、遺憾ながら当該提案にかかる修正に賛同することができない。…ドク島または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」として韓国の修正要求を拒否しました。

(以上)